

監査公表第 15 号（平成 29 年 7 月 21 日、県公報第 3911 号登載）
平成 28 年 11 月 16 日から平成 29 年 2 月 10 日実施
随時監査（3 次分）結果に基づく措置通知（平成 28 年度）

監査公表第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した知事部局、企業局、
教育庁、警察本部及び行政委員会（委員）事務局の 54 機関について実施した随時監査結果の報告
（平成 29 年 3 月 28 日 28 監総第 509 号-2）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったの
で、同条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 29 年 7 月 21 日

福岡県監査委員	山下 芳郎
同	行正 晴實
同	岩崎 勇
同	井上 忠敏

29商政第136号
平成29年7月6日

福岡県監査委員 山下芳郎殿
同 行正晴實殿
同 岩崎勇殿
同 井上忠敏殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成29年3月28日28監総第509号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項		
対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
商工部観光局	平成28年4月分のコピー代金が、関係団体の経費で支払われていた。	関係団体の利用実績の管理を行うため、コピーの使用実績簿を作成し、使用枚数に応じて双方が適正な金額を支払うこととする。 なお、平成28年度12月から、使用実績に応じた適正な事務処理を行っている。